

陳情番号	陳情第23号	受理日	平成24年9月5日
件名	米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場配備に関する意見書採択を求める陳情		
陳情者	住所 西宮市上ヶ原七番町 氏名(団体名) 折口晴夫・ほか1名		

陳情要旨

本年6月29日、米国政府から日本政府に対し、米軍垂直離着陸輸送機MV 22「オスプレイ」を沖縄県米海兵隊普天間飛行場へ配備するという通報がされました。またオスプレイの沖縄配備に当たって海兵隊が作成した環境影響評価報告書によって、オスプレイは月に1回は分遣隊数機を山口県の岩国基地か静岡県のキャンプ富士に派遣すること、全国6ルートで低空飛行訓練を行うことなどが明らかになりました。

これに対し、6月18日に那覇市議会、同月26日に沖縄県議会、同月28日に宜野湾市議会を皮切りに沖縄県全市町村議会でオスプレイ配備計画撤回を求める決議や意見書が採択され、7月19日には全国知事会において「安全性について大きな懸念」を抱き「配備と飛行訓練等について関係自治体の意向を十分尊重するよう」緊急決議が採択されました。さらに、山口県議会、徳島県議会や岩国市議会、高知市議会など全国各地の自治体議会において、配備に対する反対や慎重対応を求める要請や意見書が採択されています。

米空軍のオスプレイは、6月14日(日本時間)に米国フロリダ州の演習場で墜落したばかりで、4月には、米海兵隊のオスプレイが北アフリカのモロッコで墜落し乗員2人が死亡しています。このように、2カ月間で2度も墜落するのは極めて異常で、オスプレイが最も危険な欠陥機であることは明らかです。

米国では、オスプレイが引き起こす下降気流などによる考古学的資源への影響を懸念し、ハワイ州モロカイ島のカラウパパ空港とハワイ島のウポル空港での訓練計画を取り下げています。また、ニューメキシコ州では地元住民の反対によりオスプレイ訓練が保留されています。それにもかかわらず、政府及び森本防衛大臣は「市街地に大きな影響は与えない」とオスプレイの安全性を強調するばかりであり、沖縄県民をはじめとした国民の生命と人権を無視したこうした対応は到底容認できるものではありません。

沖縄県内にこのように危険なオスプレイを配備することにより、普天間飛行場の固定化の既成事実を積み上げ、一方的に押しつけようとする日米両政府のやり方は、戦後67年も米軍基地の過重負担に苦しんでいる沖縄県民の「負担軽減」どころか県民が強く望んでいる「一日も早い危険性の除去」に逆行するものです。

さらに、明らかになった全国6ルートの米軍の低空飛行訓練は、21県の市町村が対象となっており、この訓練は過去に高知県早明浦ダム墜落などの重大事故を引き起こしており、オスプレイ配備は沖縄県をはじめ全国の住民に墜落の危険と死の恐怖にさらすもので、安全に重大な危惧があると言わざるを得ません。

もはや、オスプレイ配備に対する宜野湾市民、沖縄県民をはじめとした住民の意思は明確となっています。

地方自治の本旨は住民意思を実現することであり、外交や安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することにあり、この根本にあるのはやはり住民の意思に他なりません。明確に示された住民意思を尊重すること抜きに地方自治の発展と住民の幸福を実現することが難しいことは明らかであります。

陳情事項

政府に対し、米軍垂直離着陸輸送機MV 22 オスプレイの普天間飛行場配備に関して、宜野湾市議会、沖縄県議会意見書及び全国知事会緊急意見書をはじめとした自治体議会意見書を尊重される旨の意見書を採択し提出されるよう、要望します。